

自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害のある方・精神障害のある方。具体的には次のような例が挙げられます。

1. 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
2. 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 等

サービスの内容

障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、通所の形式で次のようなサービスを行います。なお、障害のある方の自宅を訪問する形式で行うこともあります。

- 入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練
- 生活等に関する相談、助言
- その他の必要な支援